

広島県庁舎敷地有効活用事業公募型プロポーザルの状況について

1 要旨・目的

広島県庁舎敷地有効活用事業公募型プロポーザルについて、令和5年1月20日（金）に提案書の提出を締め切ったため報告する。

2 現状・背景

令和4年10月19日（水）から募集を開始し、11月30日（水）に参加資格確認申請書の提出を締め切り、12月13日（火）付けで県から参加資格確認申請書提出者（以下「申請者」という。）に対し参加資格の確認結果を通知した。

提案書を提出した申請者が5者以下であったため、募集要項に基づき、第一次審査（書類審査）と第二次審査（プレゼンテーション）を同一日程で一括して実施することとし、申請者に連絡した。

3 概要

(1) 参加資格

募集要項で定める参加資格のいずれにも該当する法人。

なお、複数の法人で構成される事業運営予定者グループ（以下「グループ」という。）での応募も可とする。この場合、次の要件はグループのうちいずれかの構成法人が満たしていれば可とする。

- ・ 広島県内に本店、支店又は営業所等を有している者
- ・ 飲食業の2年以上の運営経験及び飲食業に必要な資格（食品衛生責任者）を有する者
- ・ 有料時間貸による公の施設等の駐車場運営経験を2年以上有する者

(2) 提案書の応募状況

3者

4 今後の主なスケジュール

主なスケジュール	
提案書等審査（書類審査及びプレゼンテーション）【県、申請者】	月日：2月23日（木・祝） 場所：広島県庁内（予定）
審査結果通知書発出、事業運営予定者及び次点事業運営予定者の決定及び公表、選定委員氏名の公表【県】	3月上旬（予定）
基本協定書締結【県、事業運営予定者】	3月下旬（予定）

5 その他（関連情報等）

県ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/kenchousya-rikatsuyou.html>